

ASEAN における日本式コールドチェーン物流サービス規格 普及戦略（骨子案）

令和3年1月21日

1. 背景

(1) ASEAN におけるコールドチェーン物流の現状

ASEAN においては、人口増加、経済成長・所得水準の向上に伴う食生活の多様化や EC 市場の拡大により、農水産物や冷凍食品などの食料品を中心に、温度管理を伴うコールドチェーン物流サービスへの需要が高まっている。

しかしながら、現状では、質の高いコールドチェーン物流サービスを提供できる現地の物流事業者はまだ少なく、コストは低いものの温度管理が不十分なサービスが散見され、健康被害や輸送途中での食料廃棄が問題となるほか、消費者や荷主のサービス品質に対する信頼が得られず、健全なコールドチェーン物流市場が定着しにくくなることが懸念されている。またそうしたことから、我が国の物流事業者等が強みとする高品質なコールドチェーン物流サービスが荷主から選ばれにくい環境となっている。

(2) コールドチェーン物流に関する規格の普及について

こうした状況を踏まえ、国土交通省においては、

- ・我が国の物流事業者の海外展開の支援
- ・ASEAN における社会問題解決

に資するため、ASEAN 地域におけるコールドチェーン物流サービス品質の向上に取り組んでいる。コールドチェーン物流サービス品質の向上を実現するにあたっては、一定のサービス水準を「コールドチェーン物流として満たすべき基準」として設定するとともに、物流事業者においてその水準を満たすよう促していくことが有効である。

この観点から、平成 30 年に日 ASEAN 交通大臣会合において、日本の物流事業者が ASEAN において提供する基本的なサービス水準をベースとして「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」を策定するとともに、令和 2 年 6 月には同ガイドラインの物流事業者への要求事項を規格化した「コールドチェーン物流サービス規格 (JSA-S1004)」が策定されたところである。なお、同じくコールドチェーン物流分野の一つである、BtoC における小口保冷配送サービスについても、同年 5 月に日本主導のもと「小口保冷配送サービスに関する国際規格 (ISO23412)」が発行している。

今後はこれらの取組を踏まえ、日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及を図っていくことが重要である。

2. 本普及戦略について

本普及戦略は、「ASEAN スマートコールドチェーン構想」検討会においてコールドチ

1 チェーン物流を推進すべき重点国として設定したインドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア（重点5カ国）において、コールドチェーン物流サービスの品質の向上を
2 目的として、日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及を効果的に進めていくた
3 めの取組の方向性を定めるものである。具体的な日本式コールドチェーン物流サービス
4 規格としては、「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」に記載された内容を規
5 格化した JSA-S1004 を念頭に置く。

7 本普及戦略に基づき、各国の事情を踏まえた具体的な取組内容とその手順について示
8 した国別のアクションプランを策定し、規格の普及に向けた具体的な取組を実施する。な
9 お、アクションプランを策定する対象国の優先順位については、対象国における規格策定
10 への関心度合いや物流事業者の規格取得ニーズ等を勘案しつつ決定するものとする。

12 **3. 日本式コールドチェーン物流サービス規格普及の基本方針**

13 **方針Ⅰ 荷主・消費者に対するコールドチェーン物流に関する周知・啓発の実施**

14 現地の荷主・消費者の多くは、温度管理による鮮度保持や食品の安全・衛生管理等につ
15 いて必ずしも理解が十分でない。規格の普及に向けて、荷主・消費者がコールドチェーン
16 物流の重要性を認識するとともに、適切な品質を持つコールドチェーン物流サービスが
17 一定の価値として理解され、物流事業者に対して一定のコールドチェーン品質を求める
18 ような状況を作ることが重要である。

19 <具体的な取組> (P)

- 20 ・現地の荷主や消費者を対象とした、温度管理による鮮度保持、食品の安全や衛生管理
21 等、コールドチェーン物流の重要性を啓発するための PR 活動を実施する。(国土交
22 通省、関係行政機関等)
- 23 ・日本式コールドチェーン物流サービスの有用性を示すための実証輸送を実施する。
24 (国土交通省、物流事業者)

26 **方針Ⅱ 重点国政府等による規格の普及への積極的な関与の促進**

27 重点国において、コールドチェーン物流サービスは比較的新しいビジネスであるところ、
28 規格の普及にあたっては、政府においてコールドチェーン物流サービスの品質向上を
29 重要な政策課題として位置づけ、規格の普及において積極的に関与するよう働きかける
30 ことが重要である。なお、コールドチェーンは物流だけでなく、農産物等複数の行政分野
31 に関連するものであるところ、これらに関連する行政機関に対しても働きかけを行うこ
32 とが有効である。

33 また、政府による規格の普及の代表的な方策の一つとして、国家規格化がある。国家規
34 格は、政府が策定・普及を主導するものであって影響力が大きく、現地の物流事業者に対
35 する規格の普及にあたって非常に有効な方策であることから、重点国の状況及びニーズ
36 を踏まえ、政府及び関連する標準化団体に対して、国家規格化を促すことも有効である。

<参考>

令和2年12月15日に実施された日ASEAN物流専門家会合においては、下記のとおり複数の重点国から規格策定の方向性が示されている。

(タイ) 令和2年1月に保冷トラック輸送に関する国家規格(Q Cold Chain)を策定。今後倉庫業も含めた規格策定に取り組む意向。

(マレーシア)「日ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」をベースとした国家規格を策定予定。

(インドネシア) 国家規格の策定に向け、関係省庁や機関から成る技術委員会を設置し、国家規格の策定に向けて準備を進めている。

1 <具体的な取組> (P)

- 2 ・政府間対話(二国間・多国間)を通じた情報交換、課題の把握、政策立案の支援、専
3 門家派遣等を通じた人材育成等を実施する。(国土交通省、関係行政機関)
- 4 ・重点国の政府に対し、規格を前提とした補助金の設立や、政府機関における入札条件
5 としての活用等、規格取得のためのインセンティブの付与の検討について働きかけ
6 る。(国土交通省)
- 7 ・日本と重点国の政府及び関連する標準化団体間の会合等の場において、日本式コールド
8 チェーン物流サービス規格の必要性を訴求する。(国土交通省、関係行政機関)
- 9 ・国家規格の策定に際して、専門家の派遣・規格内容の協議等を通じた標準化団体等に
10 対する技術的支援を行う。(国土交通省)

11

12 方針Ⅲ 規格の認証体制の整備

13 規格の普及にあたっては、物流事業者が実際に規格の認証の取得を行えるよう、認証体
14 制の整備を図っていくことが重要である。日本式コールドチェーン物流サービス規格は、
15 その要求事項が具体的に特定されていない項目も多く、審査基準を設定し、規格として一
16 定の品質を担保する仕組みを作ることが必要である。

17 <具体的な取組> (P)

- 18 ・今年度内に、重点国の認証機関が規格の認証審査をする際に確認すべき事項等を定め
19 たJSA-S1004 認証審査ガイドラインを策定する(国土交通省)
- 20 ・2021年秋頃までを目途に、日ASEAN交通連携の枠組みにおいて、JSA-S1004 認証
21 審査ガイドラインを「日ASEAN コールドチェーン物流認証審査ガイドライン」とし
22 て承認することを目指す。(国土交通省)
- 23 ・現地の認証機関等を対象として、認証審査ガイドラインの内容及び認証の手法の説明
24 等、重点国における認証体制の整備を支援する。(国土交通省、認証機関)

25

26 方針Ⅳ 物流事業者によるコールドチェーン物流サービス規格認証取得の促進

27 現地物流事業者は、実際に認証を取得する主体であることから、コールドチェーン物流
28 サービスに関する規格策定の重要性を認識させ、積極的に認証の取得を促していくこと

1 が重要である。特に、重点国において業界団体や代表的な物流事業者等、規格の普及を主
2 導する主体が存在する場合には、業界規格・デファクト上の規格として普及させていくこ
3 とも有効であることから、これらの主体を特定し、働きかけを実施することが有効である。

4 また、重点国において事業を展開している日系の物流事業者は、各国のマーケットにお
5 いて一定の影響力を持っているところ、これらの物流事業者において日本式コールドチ
6 ェーン物流サービス規格の認証取得を先導し、現地の物流事業者にもその取得を促して
7 いくことが有効である。

8 <具体的な取組> (P)

9 ・重点国において事業を展開する日系の物流事業者における JSA-S1004 の認証取得を
10 推進する。(国土交通省、物流事業者)

11 ・二国間物流ワークショップ等を活用し、規格の必要性の説明や確保すべきコールドチ
12 ェーンの品質に関する知見を共有し、認証取得を広く呼びかける。(国土交通省、物
13 流事業者)

14 ・日本式コールドチェーン物流サービスの有用性を示すための実証輸送を実施する。
15 (国土交通省、物流事業者) (再掲)

16 ・業界団体及び代表的な物流事業者等にアプローチし、現地における規格の推進体制を
17 構築する。(国土交通省、物流事業者)

19 方針V 日本式コールドチェーン物流サービス規格の国際的な普及の推進

20 重点国において日本式コールドチェーン物流サービス規格を普及するにあたっては、
21 JSA-S1004 を参考規格として、関係主体に対する働きかけ等を行っていくこととなる。し
22 かし、JSA-S1004 は日本規格協会の策定する民間規格であることから、海外における規格
23 の認知度・通用性という観点では十分でない場面も想定される。このような観点から、日
24 本式コールドチェーン物流サービス規格を国際的に普及させていくことが重要である。

25 また、JSA-S1004 の要求事項は「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」とし
26 て日本・ASEAN において合意しているものであるところ、ASEAN 各国とも協力して国
27 際的な普及を進めることが有効である。

<参考>

ISO においては、これまで小口保冷サービスについてアドホックなプロジェクト委員会 (PC315) で議論が
行われ、令和2年6月に「小口保冷サービスに関する国際規格 (ISO23412)」が策定されたところである。今
般 TC315 を改組し、コールドチェーン物流に関する常設の委員会 (TC) を設立することを日本より提案、本
年設立される見込みとなっている。

28 <具体的な取組> (P)

29 ・新たに設置される見込みであるコールドチェーンに関する ISO 専門委員会の場にお
30 いて、JSA-S1004 を国際規格として提案する等日本式コールドチェーン物流サービ
31 ス規格の普及に資する国際標準化活動を実施する。(国土交通省、関係行政機関)

- 1 ・ASEAN 以外の国との政策対話等の場において、日本式コールドチェーン物流サービス規格に関する説明・周知を行う。(国土交通省)
- 2